

## 京都府内における犯罪被害者等支援条例・総合的対応窓口・見舞金制度一覧

(令和5年4月現在)

市町村	条例	総合的対応窓口	電話	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
					死亡	傷害
京都市	京都市犯罪被害者等支援条例	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付(犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。)	30万円※生活資金の給付(犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。)
福知山市	福知山市犯罪被害者等支援条例	市民課	0773-24-7020	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
舞鶴市	舞鶴市犯罪被害者等支援条例	地域づくり支援課	0773-66-1073	平成23年6月28日	30万円	全治1か月以上10万円
綾部市	綾部市犯罪被害者等支援条例	市民協働課	0773-42-4248	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
宇治市	宇治市犯罪被害者等支援条例	総務課	0774-20-8700	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
宮津市	宮津市犯罪被害者等支援条例	市民環境課	0772-45-1615	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
亀岡市	亀岡市犯罪被害者等支援条例	自治防災課	0771-55-9560	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
城陽市	城陽市犯罪被害者等支援条例	危機・防災対策課	0774-56-4045	平成22年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
向日市	向日市犯罪被害者等支援条例	防災安全課	075-874-2164	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
長岡京市	長岡京市犯罪被害者等支援条例	防災・安全推進室	075-955-9661	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
八幡市	八幡市犯罪被害者等支援条例	危機管理課	075-983-3200	平成24年7月12日	30万円	全治1か月以上10万円
京田辺市	京田辺市犯罪被害者等支援条例	人権啓発推進課	0774-64-1336	平成23年9月26日	30万円	全治1か月以上10万円
京丹後市	京丹後市犯罪被害者等支援条例	市民課	0772-69-0210	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
南丹市	南丹市犯罪被害者等支援条例	危機管理対策室	0771-68-0021	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
木津川市	木津川市犯罪被害者等支援条例	社会福祉課	0774-75-1211	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
大山崎町	大山崎町犯罪被害者等支援条例	総務課	075-956-2101	平成24年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例	総務課	075-631-9991	平成21年5月1日	30万円	全治1か月以上10万円
井手町	井手町犯罪被害者等支援条例	総務課	0774-82-6161	平成23年7月1日	30万円	全治1か月以上10万円
宇治田原町	宇治田原町犯罪被害者等支援条例	総務課	0774-88-6631	平成23年6月20日	30万円	全治1か月以上10万円
笠置町	笠置町犯罪被害者等支援条例	総務財政課	0743-95-2301	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
和束町	和束町犯罪被害者等支援条例	総務課	0774-78-3001	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
精華町	精華町犯罪被害者等支援条例	社会福祉課	0774-95-1904	平成25年9月1日	30万円	全治1か月以上10万円
南山城村	南山城村犯罪被害者等支援条例	総務財政課	0743-93-0102	平成25年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京丹波町	京丹波町犯罪被害者等支援条例	総務課	0771-82-3800	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上10万円
伊根町	伊根町犯罪被害者等支援条例	総務課	0772-32-0501	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上10万円
与謝野町	与謝野町犯罪被害者等支援条例	総務課	0772-43-9010	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円